

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区30・35健診委託	No.5200338
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和6年4月1日	
契約金額	推定総額 4,433,500円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人 荒川区医師会 (法人番号：1011505000458)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複数単価契約

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>荒川区30・35健診委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 一般社団法人 荒川区医師会 所在地 東京都荒川区西日暮里六丁目5番3号 代表者 太田 誠一郎</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、令和6年度末時点で30・35歳の区民に対する30・35健診の実施を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の承認を得たうえで、上記業者を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 荒川区医師会は、区内医療機関の医師会加入率は約90%であり、会員は区内全域を網羅していることから、受診者は身近な医療機関で受診することができ、受診する区民の利便性は高い。</p> <p>② 受診者が複数の医療機関から選択することができるため、身近な医療機関で受診することができるだけでなく、受診結果をその後の診療等に活用でき、検診と医療の連携が可能となる。</p> <p>③ 特定健康診査等と同様の実施方法で行うことにより、受診者の利便性を確保することができ、受診者数の増加や検査の効率性が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>